

議第百十一号

令和七年度岐阜県工業用水道事業の未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十二条第二項の規定により、令和七年度岐阜県工業用水道事業の未処分利益剰余金六五、九四一、六二〇円を次のとおり処分するものとする。

令和八年九月十七日提出

岐阜県知事 江崎 禎 英

- 一 資本金への組入れ 三三、一三五、六四四円
- 二 減債積立金の積立て 三二、八〇五、九七六円

